

トキ生息環境整備事業補助金交付要綱

制定 令和6年6月20日里第215号
石川県知事通達

第1 目的

トキ放鳥に向けては、浅い水辺での通年の採餌場所の確保など、トキの生息できる環境整備が必要である。

このため、これまでに能登地域の4市5町にトキの生息できる環境整備に先行して取り組む地区を設置し、江や水田魚道等の整備に加え、化学肥料や化学合成農薬の削減や、機械除草での畦畔管理、冬期湛水等をモデル的に取り組んできている。

これらのモデル的な取組を本事業により横展開を図ることで、トキ放鳥に向けた環境整備を能登地域全域に拡大することを目的とする。

第2 事業実施主体及び事業の内容

1 共通事項

本事業への申請を希望する者は、市町、農林総合事務所等の関係機関と協議の上、あらかじめ関係者の合意形成を図ったうえで、申請するものとする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、環境整備及び維持管理に係る活動（以下「整備活動」という。）を継続的に実施することが可能と認められる次のものとする。

(1) 農業者、地域住民等を主たる構成員とした組織

(2) 農業者

3 事業の内容

整備活動に要した経費等の助成を行う事業で、その経費の内容は次のとおりとする。

(1) 環境整備費用

- ア 江、水田魚道、水張水田の整備費
- イ その他、環境整備に必要な経費

4 事業の採択条件

(1) 土地条件

次のアからエに掲げる事項をすべて満たすこと。

ア 能登地域4市5町内（宝達志水町以北）の地区であること。

イ ねぐらとなる林（屋敷林、寺社林でも可）から概ね500m以内に概ね5haの水田の区域を設定すること。

(2) 取組条件

次のアからエに掲げる事項をすべて満たすこと。

ア 区域内の面積の10%以上において、次のいずれかを新設又は増設すること。

- ① 江
- ② 水田魚道
- ③ 水張水田

イ 区域内において、水稻栽培を行う場合は、化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分量）の使用を、県の慣行基準から5割以上低減すること。

ウ 区域内において、畦畔等に除草剤を散布しないこと。

エ 区域内の面積の15%以上において、冬期湛水を実施すること。ただし、100羽以上を飼養する養鶏場から半径1km以上離れていること。

(3) いしかわ田んぼの生きもの調査（以下、「調査」という。）の実施

次のアからエに掲げる事項をすべて満たすこと。なお、調査の実施に関し必要な事項は、この要領に規定するもののほか、別に定めるものとする。

- ア 区域内において、生き物の生息状況調査を実施すること。
イ 調査は、農業者（耕作者）が主体となって実施すること。
ウ 調査場所は、各農業者において、次から選定すること。
 - ①水田及び畦畔：それぞれ 1 箇所以上
 - ②江及び水路：それぞれ任意
 - エ 調査は、毎年 6 月と 8 月の年 2 回実施すること。
- (4) (1) ~ (3) により難い場合は、理由を添えて別途協議すること。
- (5) (2) イからエの取組及び(3)の調査については、令和 6 年度に限り任意とするが、令和 8 年度までにすべて実施すること。
- 5 活動の記録
事業実施主体は、3 (1) の活動について、別紙第 6 の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。

第 3 事業の実施手続

- 1 実施計画の策定
 - (1) 事業実施主体は、トキ生息環境整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）（別紙第 1）を作成し、市町長（1 つの事業実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる事務所の所在する市町長。以下同じ。）に提出（別記様式第 1 号）するものとする。
 - (2) 市町長は、(1) により提出された実施計画が本事業の趣旨に適合すると認めるとときは、農林総合事務所長を経由の上知事に提出（別記様式第 2 号）するものとする。また、市町長は関係農協に実施計画の写しを送付するものとする。
- 2 実施計画の承認
知事は、1 の (2) により提出された実施計画が適当と認めるときは、当該計画を承認するとともに、農林総合事務所長を経由して市町長に通知するものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更は、1 及び 2 に準じて行うものとする。

第 4 事業等の実施期間

本事業の事業実施期間は事業実施年度の 3 月末日までとする。

第 5 補助金交付

- 1 知事は、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づいて、市町（広域的事業を実施する事業実施主体にあっては当該団体）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和 34 年石川県規則第 29 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。
 - 2 前項に規定する本事業に要する経費は、第 2 の 3 (1) のとおりであり、補助率は定額とする。補助対象経費は別表のとおりとする。
 - 3 県からの補助額は 1 地区あたり 500 千円以内とする。
 - 4 規則第 4 条に規定する補助金交付申請書は別記様式第 3 号、規則第 13 条に規定する事業実績報告書は別記様式第 4 号、規則第 16 条に規定する補助金請求書又は補助金概算払請求書は規則別記様式第 5 号、規則別記様式第 6 号のとおりとする。
 - 5 規則第 6 条第 1 項第 1 号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更で補助金額に変更を生じないものとする。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費の 30 % を超える増減
 - 6 事業実施主体は、自己又は自組織の役員等が、次のいずれにも該当するものであってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する

暴力団をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 7 事業実施主体は、前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している団体であってはならない。

第6 補助金交付申請等における消費税の取り扱い

1 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助金の交付決定

1のただし書きにより交付の申請がなされたものに係る補助金の交付決定は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時においてその相当額を減額することを条件として行うものとする。

3 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

1のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還することとする。

第7 事業の着工

1 事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は、あらかじめ市町長を通じて知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着工届（別記様式第5号）を、市町長を経由して知事に提出するものとする。

2 1のただし書きにより補助金の交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の県からの文書による通知を受けて、着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知の上で行うものとする。

3 市町長は、1のただし書きによる補助金の交付決定前の着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分行うことにより、当該事業が適正に行われるようするものとする。

4 事業実施主体の長は、補助金の交付決定前に着工した場合には、補助金交付申請書に着工年月日を記載するものとする。

第8 遂行状況の報告

補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定により知事の指示を求める場合には、規則第11条に規定する遂行状況報告書に補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は

補助事業の遂行が困難となった理由を付して提出しなければならない。

第 9 事業実績の報告

補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業完了後 30 日以内又は、当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第 4 号）に金銭出納簿・領収書及び活動記録その他必要な関係書類又はその写しを添えて知事に提出しなければならない。

第 10 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を事業実施年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) その他

2 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (3) その他

3 往復文書（計画策定から実績報告に至るまでの各書類）

4 活動記録

第 11 事業の指導推進

市町、農林総合事務所、農協等関係機関は、密接な連携による推進体制の整備を図り、実施計画の策定及び実施についての指導助言等必要な援助を行うものとする。

第 12 補助金の返還

- 1 知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、著しく事業を縮小、あるいは休止・廃止した場合は、補助金の返還を命ずることができるものとし、その返還に関しては、規則第 18 条の定めるところによるものとする。
- 2 事業実施主体が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件その他この規則又はこれに基づく知事の措置又は市町が定める交付規則等に違反したと市町が認めた場合は、市町長は、補助金の全部又は一部を返還する措置を講ずることとする。

附 則

- 1 この交付要綱は令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

別表

費　目	内　容
材料費	事業に必要な材料の購入費
労務費	事業に必要な労務に要する経費
機械経費	事業に必要な機械の使用に要する経費
運搬費	事業に必要な機械等の搬入・搬出に係る費用
機械器具費※	事業に必要な機械器具の購入費
諸謝金	事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費	取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
その他	知事が特に必要と認める経費

※適正に管理するとともに、資産管理台帳等の書類を整備しておくこと